

国立大学法人北陸先端科学技術大学院大学における法人文書及び保有個人情報
情報の開示の実施の方法について

〔平成18年 4月 1日〕
学 長 決 定

改正 平成27年 4月 1日

国立大学法人北陸先端科学技術大学院大学情報公開取扱規則第15条及び国立大学法人北陸先端科学技術大学院大学個人情報の開示等に関する取扱規則第28条の規定に基づき、国立大学法人北陸先端科学技術大学院大学における法人文書及び保有個人情報の開示の実施の方法を下表のとおり定める。

法人文書の種別	開示の実施の方法
1 文書又は図画（2の項から4の項まで又は8の項に該当するものを除く。）	イ 閲覧
	ロ 撮影した写真フィルムを印画紙に印画したものの閲覧
	ハ 複写機により用紙に複写したものの交付（ニに掲げる方法に該当するものを除く。）
	ニ 複写機により用紙にカラーで複写したものの交付
	ホ 撮影した写真フィルムを印画紙に印画したものの交付
	ヘ スキャナにより読み取ってできた電磁的記録をフレキシブルディスクカートリッジ（以下「FD」という。）に複写したものの交付
	ト スキャナにより読み取ってできた電磁的記録を光ディスク（日本工業規格 X0606 及び X6281 に適合する直径120ミリメートルの光ディスクの再生装置で再生することが可能なものに限る。以下「CD-R」という。）に複写したものの交付
2 マイクロフィルム	イ 用紙に印刷したものの閲覧
	ロ 専用機器により映写したものの閲覧
	ハ 用紙に印刷したものの交付
3 写真フィルム	イ 印画紙に印画したものの閲覧
	ロ 印画紙に印画したものの交付
4 スライド（9の項に該当するものを除く。）	イ 専用機器により映写したものの閲覧
	ロ 印画紙に印画したものの交付
5 録音テープ（9の項に該当するものを除く。）又は録音ディスク	イ 専用機器により再生したものの聴取
	ロ 録音カセットテープに複写したものの交付
6 ビデオテープ又はビデオディスク	イ 専用機器により再生したものの視聴
	ロ ビデオカセットテープに複写したものの交付

7 電磁的記録（5の項、6の項又は8の項に該当するものを除く。）	イ 用紙に出力したものの閲覧
	ロ 専用機器により再生したものの閲覧又は視聴
	ハ 用紙に出力したものの交付（二に掲げる方法に該当するものを除く。）
	ニ 用紙にカラーで出力したものの交付
	ホ FDに複写したものの交付
	ヘ CD-Rに複写したものの交付
	ト DVD-Rに複写したものの交付
8 映画フィルム	イ 専用機器により映写したものの視聴
	ロ ビデオカセットテープに複写したものの交付
9 スライド及び録音テープ（スライド及び当該スライドの内容に関する音声を記録した録音テープを同時に視聴する場合に限る。）	イ 専用機器により再生したものの視聴
	ロ ビデオカセットテープに複写したものの交付